平成２２年（フ）第７０３号
高知県香南市野市町土居1524番地１　ナチュレ・ＹＲ101号
債務者　樋口　光洋
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０５号
高知市重倉375番地
債務者　髙橋　晋策
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０６号
高知市重倉375番地
債務者　髙橋　節美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１９号
高知市洞ヶ島町１番11号　第１洞ヶ島荘２号
債務者　木村　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５号
高知県安芸市本町２丁目４番24号、申立時の住所高知県安芸市本町１丁目８番15号
債務者　西岡　和紀
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
福岡県柳川市三橋町高畑280番地８　昭和荘１号
債務者　野田　真一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県田川郡添田町大字添田3078番地の11
債務者　鈴見　一彦
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３４号
福岡県田川市大字弓削田208番地
債務者　柿原美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３８号
福岡県田川郡糸田町3093番地２
債務者　宮原　康行
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４４号
福岡県田川市大字伊田4444番地
債務者　吉川　良一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５２８号
大分市大字畑中889番地の３　フローレンス畑中102、住民票上の住所大分市大字羽屋832番地の２
債務者　伊東　省治
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
宮崎県日南市大字風田1112番地
債務者　内田真由美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
宮崎県都城市山之口町山之口3431番地17　野辺貸家Ｂ棟
債務者　五位塚秋男
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０９号
宮崎県都城市山之口町山之口3431番地17　野辺貸家Ｂ棟
債務者　五位塚真由美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４６号
北海道虻田郡倶知安町北３条東５丁目１番地４　ＭＳＫＪＲアパートメント201号
債務者　水谷　進吾
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第２８９号
兵庫県宝塚市紅葉ガ丘５番43号　302号、前住所兵庫県西宮市北六甲台５丁目20番４号
債務者　白井美代子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４０号
兵庫県川西市松が丘町12番２号
債務者　工藤スミヨ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部